

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。